所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

令和７年12月12日

内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　高市　早苗

別表１　人事院支部の項中「千代田区霞が関１－２－３」を「港区虎ノ門２－２－３」に改め、公正取引委員会支部の項中「千代田区霞が関１－１－１」を「港区虎ノ門２－２－３」に改める。

附　則

この変更は、公正取引委員会支部については令和７年12月15日から施行し、人事院支部については令和８年２月16日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月五日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号を「山形交通株式会社」と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　百三十一頁（号外第百二十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　百四十一頁（号外第百二十五号）

令和七年十二月二十五日
山形市清住町一丁目一番二〇号
（甲）山交バス株式会社
代表取締役　高橋　智
山形市松町二丁目六番一号
（乙）山交ハイヤー株式会社
代表取締役　結城　敦